

自然再生推進法に基づく自然再生協議会の概要

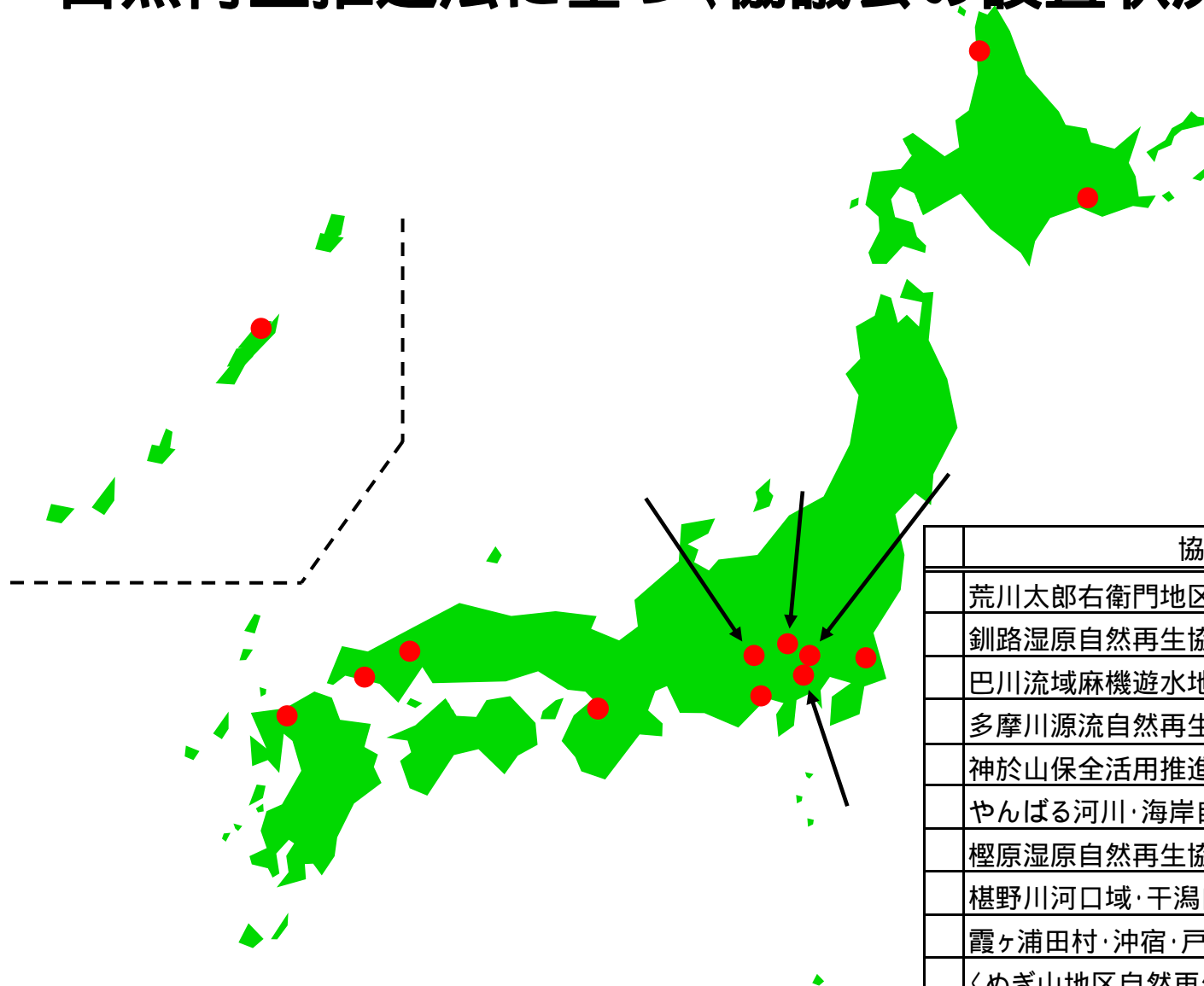
資料 1

平成15年1月の自然再生推進法施行以来、現在までに全国各地で13の自然再生協議会が設置され、それぞれの地域において、全体構想及び実施計画の策定を進めている。

平成17年6月

	協議会名	位置	事務局	設立日	概要	構成員数	全体構想策定日
1	荒川太郎右衛門地区 自然再生協議会	埼玉県	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所	H15.7.5	乾燥化が進む旧流路(流水がなく、湿地となっている)において、 湿地環境の保全・再生を検討。	63名	H16.3.31
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	環境省、釧路開発建設部、釧路支庁、他	H15.11.15	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の自然を再生することを目的とする。	117名	H17.3.31
3	<small>ともえ あさはた</small> 巴川流域麻機遊水地 自然再生協議会	静岡県	静岡県土木部	H16.1.29	麻機遊水地は洪水防止対策として造成されたが、もとの麻機沼の植物等の回復が見られるところであり、その自然環境の保全・再生を目指す。	46名	-
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	多摩川源流研究所	H16.3.5	山梨県小菅村全域を対象とし、森林の再生や河川景観の再生等 を検討。	52名	-
5	<small>こうのやま</small> 神於山保全活用推進協議会	大阪府	岸和田市環境保全課	H16.5.25	竹林の侵入が進む神於山において、クヌギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常緑樹林帯の再生を目指す。	36名	H16.10.21
6	やんばる河川・海岸 自然再生協議会	沖縄県	沖縄総合事務局、県、民間団体	H16.6.26	リュウキュウアユを呼び戻すことを念頭に沖縄本島北部地域の河川・海岸の自然再生を検討。	68名	-
7	<small>かしぼる</small> 檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	佐賀県環境課	H16.7.4	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを目的とする。	42名	H17.1.26
8	<small>ふしのがわ</small> 榎野川河口域・干潟 自然再生協議会	山口県	山口県環境政策課、漁政課、 港湾課、河川課、山口市林務水産課、環境保全課	H16.8.1	榎野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくことを検討。	55名	H17.3.31
9	<small>あまじま</small> 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区 自然再生協議会	茨城県	国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	H16.10.31	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生	50名	-
10	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、三芳町、市民団体、他	H16.11.6	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」について、その歴史的・文化的・環境的価値を継承することを目的とする。	70名	H17.3.12
11	八幡湿原再生協議会	広島県	広島県自然環境保全室	H16.11.7	臥竜山麓八幡湿原地域における湿原環境の再生を検討。	26名	-
12	上サロベツ自然再生協議会	北海道	環境省、北海道開発局、NPO、豊富町、他	H17.1.19	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	59名	-
13	野川第一・第二調節池地区 自然再生協議会	東京都	東京都建設局北多摩南部建設事務所工事第二課	H17.3.28	かつての野川沿いは、多様な自然環境が広がっていたが、土地利用の変化により自然環境は大きく損なわれた。このため、かつての多様な河川環境の再生を図る。	57名	-
14	(仮称) <small>がもう</small> 蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	宮城県自然保護課	H17.6 設置見込	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来場として、また底生動物の宝庫として、貴重な干潟環境の保全・再生を検討。	-	-
15	(仮称) 森吉山麓高原 自然再生協議会	秋田県	秋田県自然保護課	H17.6 設置見込	かつて草地として開発された森吉山麓高原を、広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを目的とする。	-	-

自然再生推進法に基づく協議会の設置状況



協議会名	設立日
荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
やんばる河川・海岸自然再生協議会	H16.6.26
檜原湿原自然再生協議会	H16.7.4
榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
上サロベツ湿原自然再生協議会	H17.1.19
野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28

荒川太郎衛門地区自然再生事業について

荒川は埼玉県西部地域の自然環境軸として流域の水と緑のネットワーク形成の中心的な役割を担っており、中でも埼玉県桶川市、上尾市に挟まれた荒川河川敷に残る旧川周辺には良好な湿性環境が残っており、多様な生態系の生息・生育空間が形成されている。

ところが、これまでの河川改修に伴う洪水時の冠水頻度の低下、河床低下に伴う地下水位の低下、並びに耕作地の盛土等により、近年湿地環境の乾燥化が進行中。

このため、平成13年度より湿地環境の保全・再生を図るべく自然再生事業に取り組んでいたところであるが、平成15年1月「自然再生推進法」の成立を受け、平成15年7月には学識者、行政機関、NPO及び地域住民等から構成される「荒川太郎衛門地区自然再生協議会」を設立し、平成15年度末までに「全体構想」の策定が完了。

現在、平成16年度から引き続き「実施計画」の作成を鋭意推進中である。

第1回自然再生協議会（平成15年7月5日）

- ・ 国土交通省、埼玉県、関係市町村、学識経験者、NPO及び一般公募により選出された地域住民等が参画して協議会を設立。
- ・ 構成員 約60名

第2回自然再生協議会（平成15年9月6日）

- ・ 課題の抽出と整理
- ・ 目標設定（自然再生の方針について）

第3回自然再生協議会（平成15年10月19日）

- ・ 水確保の事業メニュー設定（整備案の検討）
- ・ 全体構想目次（案）について討議

第4回自然再生協議会（平成15年11月22日）

- ・ 自然再生の目標について討議
- ・ 自然再生事業の概要について討議

第5回自然再生協議会（平成16年2月7日）

- ・ 自然再生全体構想（案）について討議

自然再生全体構想の作成・公表（平成16年3月31日）

第6回自然再生協議会（平成16年6月12日）

- ・ 自然再生事業実施計画骨子（案）について討議
- ・ 設計の考え方に関する基本事項について討議

第7回自然再生協議会（平成16年9月5日）

- ・ 当面の設計の考え方について討議
- ・ 当面のモニタリングについて討議

第8回自然再生協議会（平成16年10月31日）

- ・ 設計概要について討議
 - ・ モニタリング計画及び専門委員会について討議
- 第9回自然再生協議会（平成17年2月5日）
- ・ 試験掘削について討議
 - ・ 生態系モニタリング専門委員会からの報告

「荒川太郎衛門地区自然再生全体構想について」

1 . 「荒川太郎衛門地区自然再生全体構想」は、自然再生推進法に基づき設置された「自然再生協議会」において、準備期間も含めほぼ1年かけてとりまとめられたもの。

- ・ 自然再生協議会設立準備会開催：平成15年2月7日
- ・ 自然再生協議会設立：平成15年7月5日
- ・ 全体構想とりまとめ：平成16年3月31日

2 . 「全体構想」のポイントは次のとおり

国土交通省、埼玉県、関係市町村、学識経験者、NPO及び一般公募により選出

された地域住民等が幅広く参画し(計64名)、自然再生の方向性について合意。

自然再生の目標

現状の湿地環境の保全

過去に確認された生物が住める環境の再生

荒川エコロジカル・ネットワーク

多様な推進の開放水面の拡大

蛇行形状の保全

治水面からもプラス

再生の対象区域

太郎衛門橋下流約4km区間(50.4～54.0km)

再生に向けた取り組み方針

- ・ 役割分担の明確化 全ての協議会委員が汗をかく
- ・ 順応的管理の実施 モニタリングを行いながら段階的な事業の実施

3 . 現在、この「全体構想」に基づき、「実施計画」の作成を推進中。



荒川の河口から50～54km(太郎右衛門橋下流4km区間の埼玉県上尾市、桶川市、川島町)

釧路湿原自然再生協議会について

釧路湿原は、わが国最大の湿原であり、タンチョウ、キタサンショウウオ、イトウなどの多様で貴重な野生動植物が生息・生育。湿原周辺の開発等に伴う土砂・栄養分の流入等により、近年、湿原の減少・劣化が進行しており、平成13年3月には、有識者等により「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」がとりまとめられた。

提言を踏まえ、関係省庁（環境省、国土交通省、農林水産省）、地元自治体、NPO、専門家等が連携し、湿原の再生、河川の再蛇行化、森林の再生、土砂流入防止等の自然再生の取り組みを開始。

平成15年1月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成15年11月に自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」を設立。

平成17年3月「釧路湿原自然再生全体構想」が策定された。

第1回自然再生協議会（平成15年11月15日）

- ・環境省・国土交通省・農林水産省の地元機関、北海道庁、地元市町村、NPO、専門家等が参画して協議会を設立。
- ・構成員は計約100名

第2回自然再生協議会（平成15年12月19日）

- ・小委員会の設置（湿原再生小委員会、旧川復元小委員会、土砂流入小委員会、森林再生小委員会、水循環小委員会、再生普及小委員会）

第3回自然再生協議会（平成16年3月26日）

- ・釧路湿原自然再生の全体構想（素案）の討議

第4回自然再生協議会（平成16年7月27日）

- ・釧路湿原自然再生の全体構想（案）の討議

第5回自然再生協議会（平成16年11月18日）

- ・釧路湿原自然再生の全体構想（案）の作成

全体構想案のパブリックコメント（平成16年12月18日～17年1月17日）

第6回自然再生協議会（平成17年2月22日）

- ・釧路湿原自然再生の全体構想（最終案）の検討

釧路湿原自然再生全体構想策定（平成17年3月）

第7回自然再生協議会（平成17年6月14日開催予定）

- ・釧路湿原自然再生の旧川復元実施計画（素案）の討議予定

「釧路湿原自然再生全体構想」について

1. 「釧路湿原自然再生全体構想」は、自然再生推進法に基づき設置された「自然再生協議会」において、ほぼ1年かけてとりまとめられたもの。

- ・自然再生協議会設立：平成15年11月15日
- ・全体構想とりまとめ：平成17年2月22日
- ・全体構想策定：平成17年3月

2. 「全体構想」のポイントは次のとおり。

地域住民、NPO、専門家、自治体、関係省庁（環境省・国土交通省・農林水産省）が広く参加し（計117名）、自然再生の方向性について合意。

全体構想の副題（テーマ）は、「未来の子供たちのために」、再生の取り組み対象区域は、釧路川水系の約25万haとする。再生の目標は、ラムサール条約登録時（1980年）。

再生の基本的考え方として、受動的再生、順応的管理、地域産業・治水との効果的両立、多様な主体の参加等の原則を掲げた。

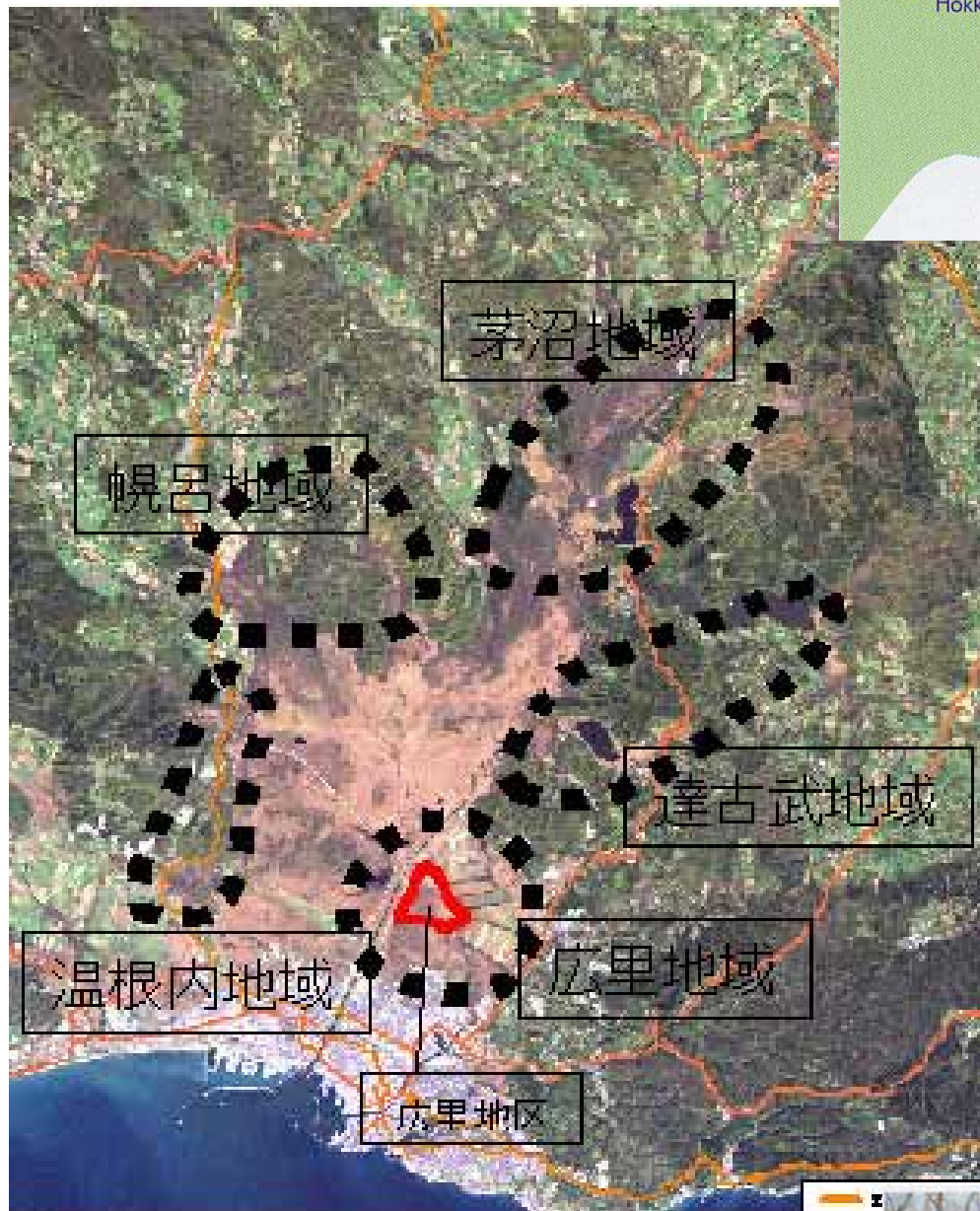
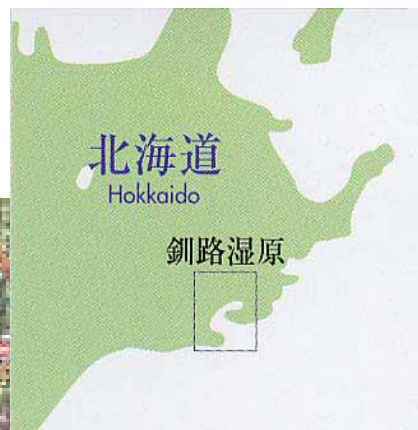
再生事業の内容は、

- ・湿原周辺の未利用地（農地跡地等）を湿原に復元
- ・蛇行河川の復元
- ・農地や河川からの土砂流入抑制のための土砂調整地
- ・無立木地や造林地（カラマツ等）における森林の再生
- ・情報発信と市民参加、湿原利用のガイドライン 等

全体構想は5年ごとに点検し10年ごとに見直す。

3. 今後、この「全体構想」に基づき、事業主体別の「実施計画」の策定が進められる予定。

釧路湿原自然再生



達古武地区

広里地区



巴川流域麻機遊水地自然再生事業について

静岡市中心部の北部にある麻機遊水地は、二級河川巴川総合治水対策事業の一環として、出水時には洪水を調節し、普段は多目的に利用できる空間として整備が進められている。整備に伴い、大昔の麻機沼に生息していたハスの種が発芽し繁茂するほか、全国最大のミズアオイの自生地であり、タコノアシ、オオアブノメをはじめ、絶滅危惧種が多く生息している。平成13年10月には環境省の「日本の重要湿地」に指定された。

NPO、地域住民、小中学校による環境教育・環境学習の場として利用されるとともに、草刈等の愛護活動も活発に行なわれているが、湿生植物の異常繁茂等が原因とみられる湿地の陸地化が進行しており、また、盛んな愛護活動にも関わらず、ゴミ等の不法投棄が後を絶たない。

平成15年1月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成16年1月に自然再生推進法に基づく「巴川流域麻機遊水地自然再生協議会」を設立。

第1回自然再生協議会（平成16年1月29日）

- ・国土交通省の地元機関、静岡県、静岡市、NPO、専門家等が参画して協議会を設立。
- ・構成員は学識者2名、団体17団体、個人18名、行政関係者7名で構成。
- ・全体構想を策定するための策定部会を設置。

第2回自然再生協議会（平成16年8月11日）

- ・麻機遊水地の水質についての報告

第3回自然再生協議会（平成17年1月28日）

- ・策定部会の活動についての報告
- ・構成員に団体2団体が追加され19団体へ

位置図



多摩川源流域における自然再生の取組について

多摩川源流域に位置する山梨県小菅村^{こすげむら}において、平成13年4月に「多摩川源流研究所」を設置（小菅村の財団法人の中の一組織。事務局は小菅村源流振興課内）。

多摩川源流研究所において、荒廃した人工林の再生、源流文化再構築、景観形成等を行う「多摩川源流再生プロジェクト事業」を構想。

当該事業を推進するため、自然再生推進法に基づき、平成16年3月に「多摩川源流自然再生協議会」を設立。現在、全体構想策定に向けて検討中。

小菅村の森林のうち、民有林の約6割が昭和30～40年代に植林された人工林で、十分な手入れが行われていない人工林が多い。

多摩川源流研究所においては、平成15年度から「森林再生プロジェクト」としてボランティアを募り、東京農業大学と北都留森林組合の指導と協力を得て、小菅村内の人工林(民有林)の除間伐や枝打ち等を実施。

第1回自然再生協議会（平成16年3月5日）

- ・林野庁、国土交通省河川局(京浜工事事務所)、山梨県庁、NPO、専門家等が参画して協議会を設立

第2回自然再生協議会（平成16年6月30日）

- ・協議会委員による現地調査、全体構想策定に向けた意見交換等を実施

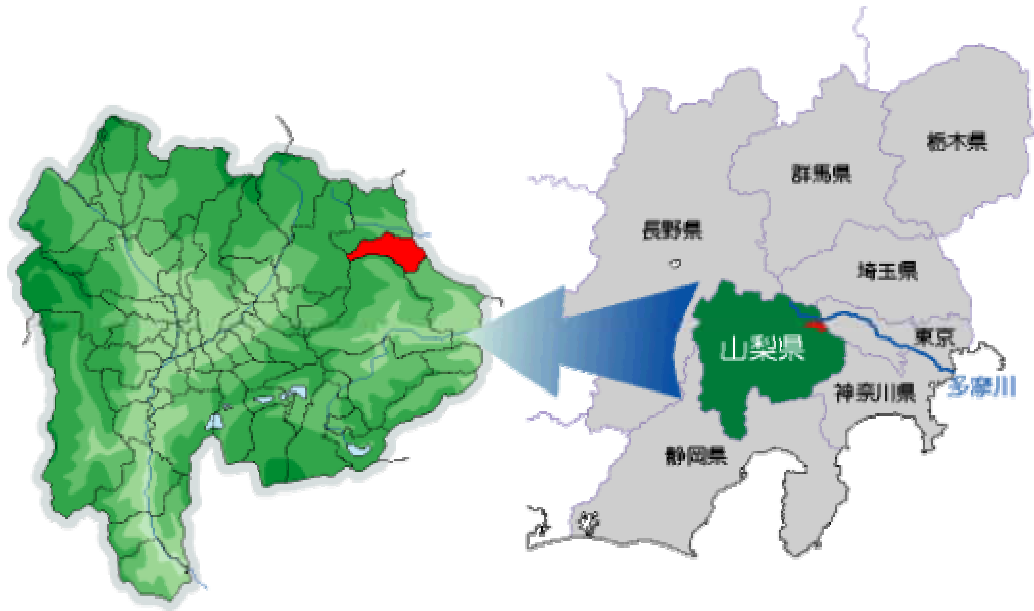
第3回自然再生協議会（平成17年3月25日）

- ・全体構想策定に向けた意見交換等を実施
- ・部会の設置について了承（源流景観、森林再生、源流文化）

第4回自然再生協議会（平成17年7月7日開催予定）

- ・全体構想策定に向けた意見交換等を実施予定

小菅村の位置図



多摩川源流自然再生協議会で対象とする自然再生事業対象地区は小菅村全域

大阪府岸和田市^{こうのやま}神於山における自然再生の取組について

神於山は岸和田市の都市近郊に位置する里山であり、地域のシンボリックな存在
しかし、近年、マツクイムシ被害の発生や人との関わりの減少による管理放棄等により
モウソウチクが繁茂拡大するなど里山環境が悪化

大阪府岸和田市が事務局となり、平成15年9月に「神於山保全活用推進協議会」を
設置。平成16年5月に自然再生推進法に基づく自然再生協議会に移行。

平成16年10月に「神於山地区自然再生全体構想」を策定。平成17年6月に大阪府及
び神於山保全くらぶ(ボランティア団体)が作成した「自然再生事業実施計画」につい
て了承

大阪府において、平成16年度より区域内の水土保持機能が低下した土砂流出防備保
安林を対象に、自然再生全体構想との整合を図りつつ、治山事業(林野庁補助：生活
環境保全林整備事業)を実施

また、岸和田市において、平成15年度より緊急雇用対策事業を活用して、タケの除
去作業や植生調査を実施

「神於山保全くらぶ」による保全活動(タケの除去等)、「大阪府漁連青年部」によ
る森づくり活動、「春木川をよくする市民の会」による定期的な清掃活動が実施され
るなど、多様な主体が保全活動に関与

第1回神於山保全活用推進協議会(平成16年5月25日)

- ・全国で5番目の自然再生協議会として位置づけ
- ・協議会の下に神於山自然再生全体構想策定部会の設置を了承
(部会にて自然再生全体構想について検討【3回開催】)

第2回神於山保全活用推進協議会(平成16年7月16日)

- ・自然再生全体構想案の討議

第3回神於山保全活用推進協議会(平成16年10月21日)

- ・自然再生全体構想案の討議・了承
- ・協議会の下に自然再生事業実施計画協議部会の設置を了承
(全体構想に基づき自然再生事業実施計画案について協議【4回開催】)

第4回神於山保全活用推進協議会(平成17年6月1日)

- ・大阪府及びボランティア団体による自然再生事業実施計画案の討議・了承

「神於山地区自然再生全体構想」について

自然再生の対象区域として、岸和田市神於山全域(約180ha)が対象

神於山における課題として、「放置竹林の拡大」「防災や水源かん養機能の低下」「歴史・文化的側面の希薄化」を指摘

自然再生理念として「森・川・海つながり」「人と自然・人と人とのつながり」「里山とまちとのつながり」の3つを提示

自然再生目標のうち長期的目標(100年後の目標)として「里山の再生」を掲げ、「自然植生の保全と回復」「活力ある森の再生」「市民が親しめる自然の再生」の3つの方向性を提示

当面の目標(今後10年で取り組むべき目標)として「竹林の適正な整備」を掲げ、「竹林の拡大防止」「竹林の適正な管理」「タケの利活用の推進」の3つの方向性を提示

「神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画」について

対象区域は、神於山のうち岸和田市有林を中心とした37ha(保安林)

実施主体は、大阪府泉州農と緑の総合事務所、神於山保全くらぶ

基本方針は、「地域住民やボランティアが維持管理可能な活力ある森林再生」

具体的な事業内容

荒廃森林のタイプ別整備

- ・タケ優先林(約7ha)：林種転換による目標林への誘導
- ・クズやササのヤブ状地(約3ha)：林種転換による目標林への誘導
- ・荒廃密生林(約18ha)：本数密度調整により健全な林に誘導
- ・自然誘導林(約7ha)：現況林を維持

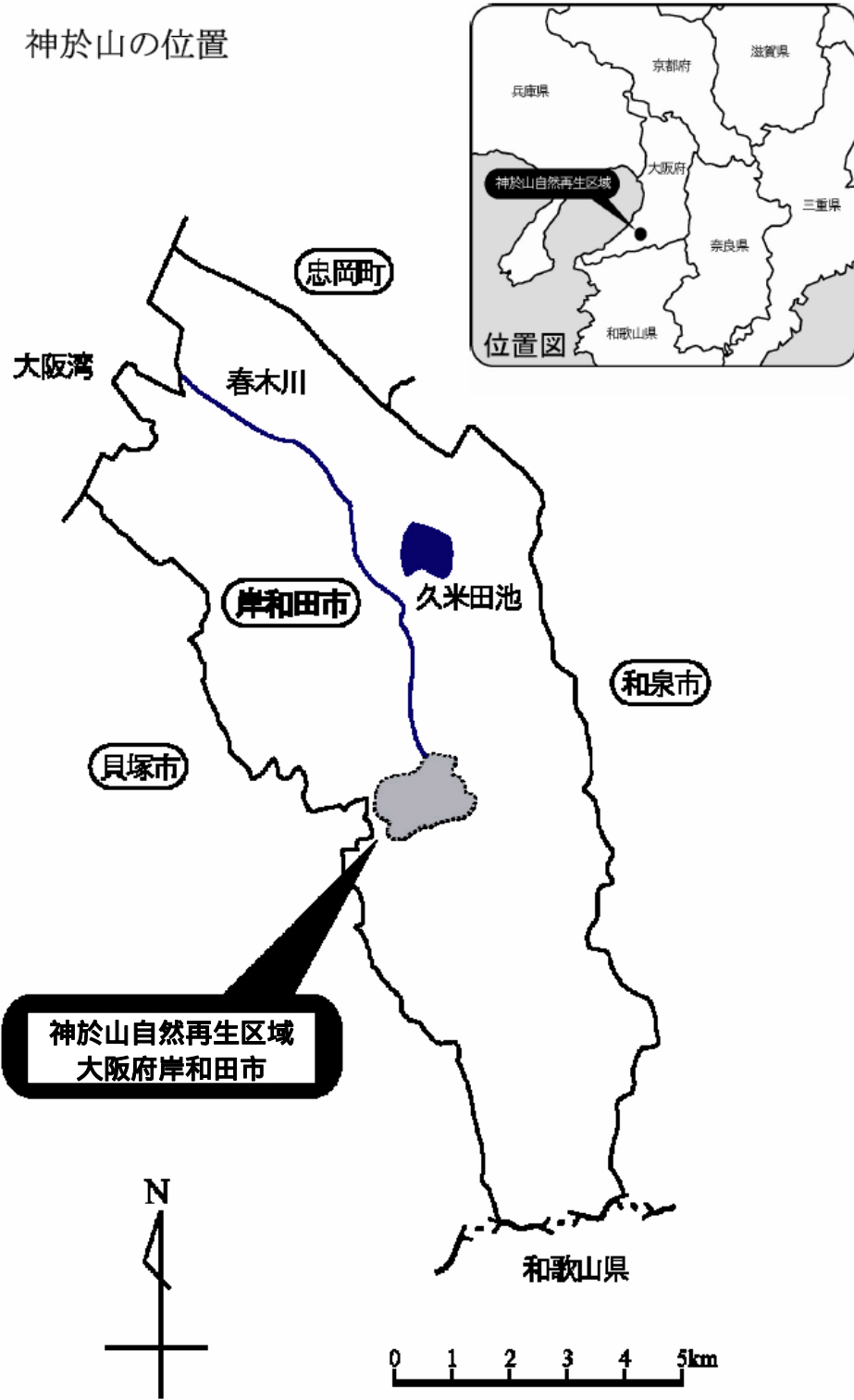
付帯施設の設置

- ・森林の維持・管理を行う作業歩道などの付帯施設を含めた施設整備

モニタリング

- ・再生された自然環境のモニタリング調査
- ・タケの利活用による自然再生モニタリング調査

神於山の位置



やんばる河川・海岸自然再生事業について

沖縄島は、およそ 100 万年もの間、大陸や本土から隔絶した島として存在した特異な背景から、特に沖縄島北部地域（通称「やんばる」）は、ノグチゲラなど世界的レベルでの貴重な生物が数多く生息している地域である。

そのやんばるを代表する種であり、昭和 53 年頃絶滅したと言われているリュウキュウアユ（本土産アユとは遺伝子の異なる琉球列島固有の亜種）を復元するために、10 数年前から官民協働で放流活動、河川環境の改善等が行われているが、川と海を行き来する本来の姿での再生産を繰り返すには至っていない。

このような状況の下、平成 15 年 1 月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成 16 年 6 月に自然再生推進法に基づく「やんばる河川・海岸自然再生協議会」を設立。現在、やんばる河川・海岸の現状と課題及びその解決策等について討議を進めているところ。

第 1 回自然再生協議会（平成 16 年 6 月 26 日）

- ・ 環境省・国土交通省・農林水産省の地元機関、沖縄県庁、地元市村、NPO、一般市民、専門家等が参画して協議会を設立
- ・ 構成員は約 70 名

第 2 回自然再生協議会（平成 16 年 9 月 4 日）

- ・ 全体会議で情報共有（自然再生事業の他事例）
- ・ ワークショップで二級河川田嘉里川をケーススタディに現状と課題、解決策の討議

第 3 回自然再生協議会（平成 16 年 11 月 27 日）

- ・ 全体会議で情報共有（河川事業及び砂防事業について）
- ・ 個別課題毎にワークショップで討議

第 4 回自然再生協議会（平成 17 年 3 月 5 日）

- ・ 全体会議で情報共有（赤土砂流出防止対策について）
- ・ 個別課題毎にワークショップで討議

やんばる河川・海岸自然再生協議会 分科会（第1回）
（平成17年5月27日、28日）

5つの分科会を設立し個別課題毎に協議

源河川の自然再生

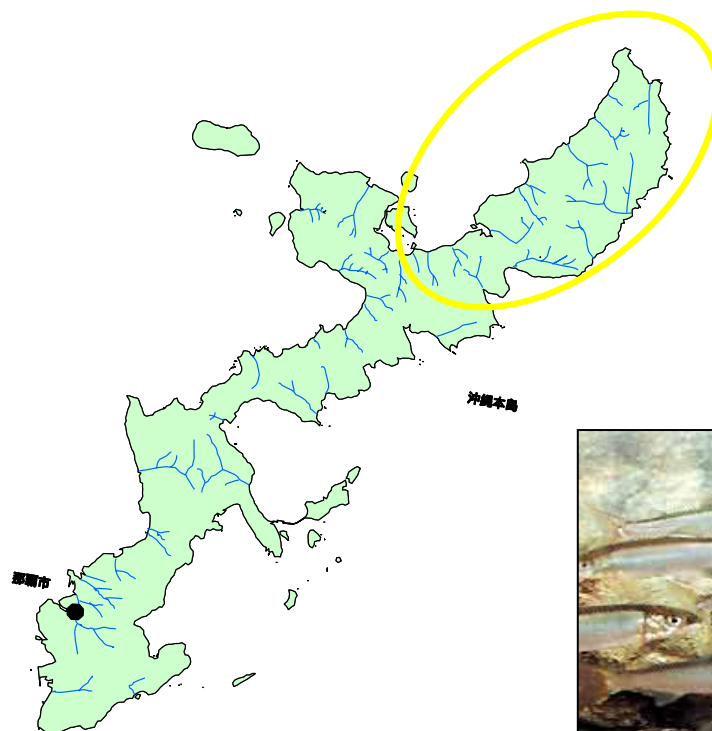
与那川の自然再生

海岸

流域(水量・水質・赤土砂問題等)

啓発活動・環境学習

やんばる河川・海岸自然再生事業対象地域



リュウキュウアユ

かしばる 檜原湿原自然再生協議会について

檜原湿原は佐賀県の北部に位置し、面積は121ha、標高591mにあり、氷河期の残存植物等の希少な動植物が生育・生息。

近年、水量の減少、土砂等の堆積、及び人・葦の湿地侵入等により、保全状況が悪化し、昭和28年頃と比較すると数種類の植物が確認できなくなり、株数も半減。

平成14年度から環境省の補助を受けて、自然生態系の保全・再生のための計画策定の調査を実施。

平成15年1月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成16年7月に自然再生推進法に基づく「檜原湿原自然再生協議会」を設立。

平成16年10月に檜原湿原自然再生の「全体構想」が合意され、平成17年1月に佐賀県を実施者とする「実施計画」の協議が終了し、同年3月31日付けで、主務大臣へ送付。

第1回自然再生協議会（平成16年 7月 4日）

- ・これまでの調査結果についての報告
- ・全体構想（原案）についての討議

第2回自然再生協議会（平成16年 8月17日）

- ・実施計画（案）の概要について協議

現地説明会の実施（平成16年 9月18日）

第3回自然再生協議会（平成16年10月25日）

- ・全体構想（最終案）についての討議
- ・実施計画（案）についての協議

専門委員会（平成16年11月26日）

- ・実施計画（案）の内容についての協議

第4回自然再生協議会（平成17年 1月26日）

- ・実施計画（最終案）についての協議

「榎原湿原地区自然再生全体構想」の概要

- 自然再生の対象となる区域
背振山地西部の佐賀県東松浦郡七山村池原字榎原
榎原県自然環境保全地域範囲 121ha（短期計画の対象エリアはそのうち 8ha）
- 自然再生の目標
湿地環境に人為的な悪影響が比較的少なく、農林業等により適切な影響を与えていたと推察される七山村道開設以前の状態（昭和 40 年前半）を概ねの再生目標として設定。
さらに、短期計画では対象エリアを 10 区分し、それぞれについての再生目標として目標植生図を作成。
- 協議会に参加する者の名称等
公募委員 26 名、専門家（生物、水象）5 名、
地域住民代表 1 名、NPO 代表 1 名、
地元市町村代表 1 名、
佐賀県、関係機関（環境省、農水省、国交省）
計 42 名

「榎原湿原地区自然再生事業実施計画」の概要

- 実施主体：佐賀県くらし環境本部環境課
- 自然再生の対象となる区域
全体構想における自然再生の対象となる区域と同じ。
- 自然再生事業の内容
 - 1 短期計画
 - （1）自然植生の再生
オオミズゴケ及び木本類の除去、耕起と大型多年生草本の除去、浚渫、水深制御 等
 - （2）水田跡地（人工湿地）及び周辺の再生
ヨシ、マコモ、カサスゲの除去、トンボ類池の造成等。
 - （3）木道等の設置
 - （4）ボランティアステーションの設置
 - 2 中・長期計画
 - （1）周辺森林の水源涵養能力の向上等
 - （2）村道・駐車場部分の湿地再生
- 維持管理計画
 - （1）維持管理
定期的なカサスゲ、マコモ、ヨシの除去、火入れ、除草作業、間伐等による植生の維持管理の他、水深制御、木道、ボランティアステーションの維持管理を行う。
 - （2）モニタリング
水環境（水質調査、水象調査、）生物相（動物調査、植物調査、湿原景観定点調査）についてモニタリング調査を行い、その結果について専門家が評価し、自然再生協議会で検討し、順応的に事業を進める。
- その他
環境教育等への活用
 - ・自然環境学習プログラムの整備
 - ・自然環境学習を担う人材の育成
 - ・自然環境学習に関わる情報の共有

ふしのがわ
榎野川河口域・干潟自然再生協議会について

榎野川干潟は、西瀬戸内地域有数の広大な干潟(約 300ha)で、渡り鳥のクロスロード、カブトガニの生息地であり、全国的にも非常に重要な地域。

上中流域からの浮泥流入、生活排水対策の遅れによる富栄養化等によりカキの異常発生が生じるなど干潟生態系の改変・改質が生じており、平成14年6月には「やまぐちの豊かな流域づくり推進委員会」が設置され、平成15年3月には「やまぐちの豊かな流域づくり構想(榎野川モデル)」が策定された。

平成14年度から環境省の補助を受けて、自然生態系の保全・再生のための計画策定の調査を実施。

平成15年3月の「やまぐちの豊かな流域づくり構想(榎野川モデル)」の策定を受け、平成16年8月に自然再生推進法に基づく「榎野川河口域・干潟自然再生協議会」を設立。

平成17年3月に「榎野川河口域・干潟自然再生全体構想」が策定された。

第1回自然再生協議会(平成16年8月1日)

- ・環境省・国土交通省・農林水産省の地元機関、地元自治体、NPO、専門家等が参画して協議会を設立。
- ・構成員は、計55名・団体

第2回自然再生協議会(平成16年11月20日)

- ・榎野川河口域・干潟自然再生全体構想(素案)の検討

第3回自然再生協議会(平成17年3月6日)

- ・榎野川河口域・干潟自然再生全体構想(案修正版)の検討

榎野川河口域・干潟自然再生全体構想 策定(平成17年3月末)

榎野川河口域・干潟自然再生全体構想の概要

1. 自然再生の基本的な考え方と方向性

自然再生の3つの視点(流域構想等を踏まえ)

- ・ 榎野川河口干潟等の生物多様性の確保
- ・ 多様な主体の参画と産学官民の協働・連携
- ・ 科学的知見に基づく順応的取組

人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場、いわゆる『里海』の再生を目指す

再生の方法

- ・ 「やれることからやっていく」
- ・ 悪化した原因やメカニズムを科学的に探求しながら、順応的に再生

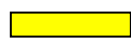






2. 自然再生の対象となる区域

- (1) 区域 河口域から山口湾内
- (2) 榎野川河口干潟等の現況及び変遷
- (3) 現況評価

3. 自然再生の目標

- (1) 目指す姿
いわゆる『里海』の再生を目指す
- (2) 具体的な目標

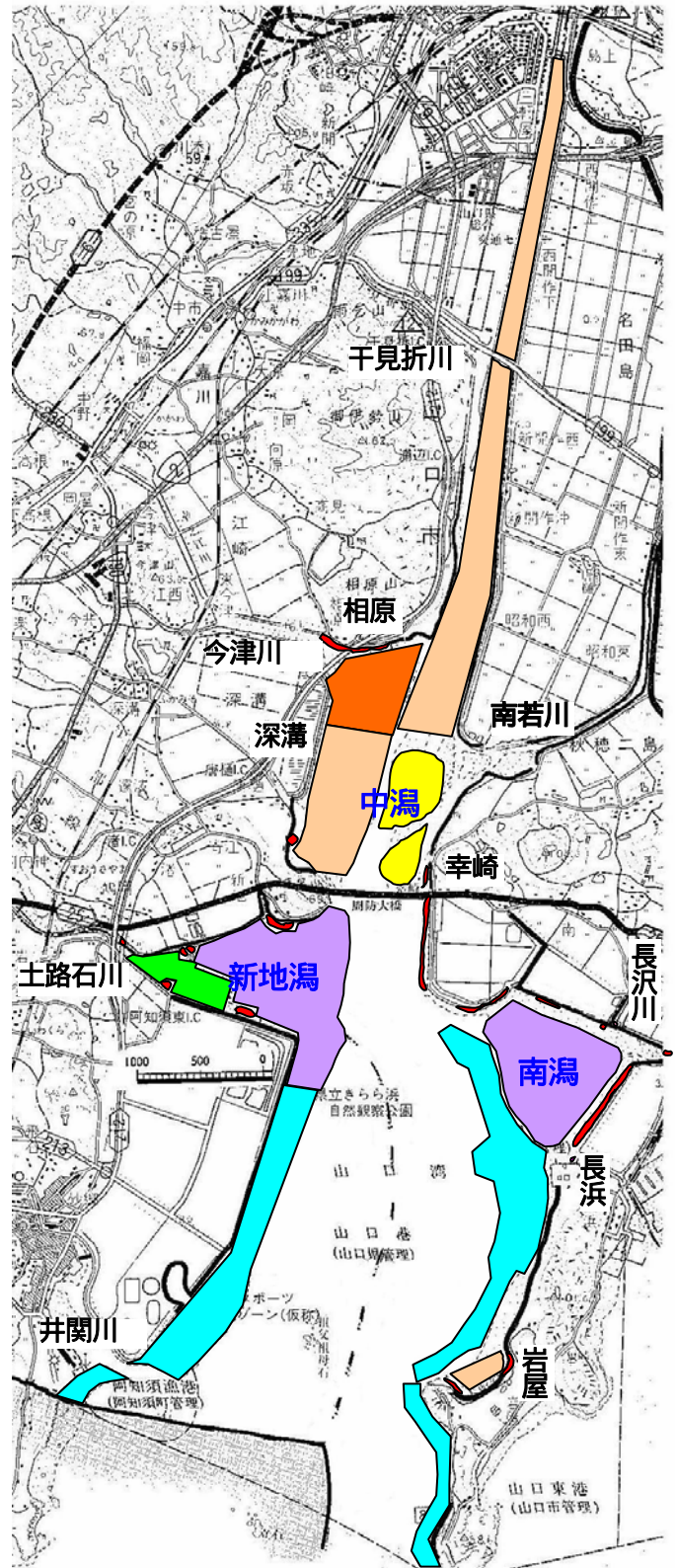
<自然再生ゾーニング>

-  : 豊かな泥干潟の区域
-  : 豊かな砂干潟の区域
-  : カブトガニ産卵場保全区域
-  : 豊かなアマモ場・浅場
-  : 豊かな泥浜・レク干潟
-  : 豊かな後浜(背後地)の区域
-  : 現状干潟の観察・維持区域

- (3) 目標を達成するための取組
- (4) 取組の進め方

4. 自然再生協議会の役割分担及び構成

- (1) 協議会委員、地域住民等の役割
- (2) 役割分担表
- (3) 自然再生協議会の構成



ここに示すゾーニングはイメージであって、具体的な検討はそれぞれの事業主体において、行われるものである。

自然再生ゾーニング

榎野川干潟自然再生



カキの発生状況



干潟の上下置換試験



干潟の人手による耕耘試験

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業について

かつての霞ヶ浦湾奥部の湖岸は、湿地や植生帯など多様な自然環境が連続してみられたが、現在では湖岸の自然環境の連続性や多様性が著しく損なわれている。

そこで、かつての多様な自然環境を復元するため、田村・沖宿・戸崎地区においてかつての多様な自然環境を再生するとともに、平成17年4月22日にオープンした茨城県霞ヶ浦環境科学センターと連携した環境学習の場等としても積極的に活用を図ることを目的とし、自然再生推進法に基づく自然再生協議会を設置し、湖岸環境の再生を図る。

平成15年11月から国、水資源機構、茨城県、土浦市及び霞ヶ浦町から構成される勉強会を実施。平成16年8月からは準備会に移行。

平成16年10月からは、勉強会メンバーに加え、学識者、行政機関並びに一般公募により選出された委員から構成される「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」を設立、現在、「全体構想」の策定に向け鋭意推進中である。

第1回自然再生協議会（平成16年10月31日）

- ・ 国土交通省、水資源機構、茨城県、土浦市、霞ヶ浦町、学識経験者及び一般公募により選出されたNPO、地域住民等が参画して協議会を設立。
- ・ 構成員 計70名

第2回自然再生協議会（平成16年12月11日）

- ・ 意見の抽出

第3回自然再生協議会（平成17年1月22日）

- ・ 自然再生の目標（案）について討議
- ・ 今後の進め方について討議

第4回自然再生協議会（平成17年3月21日）

- ・ 自然再生の目標（修正案）について討議
- ・ 事業内容（素案）について討議
- ・ 役割分担（素案）について討議
- ・ 今後の進め方について討議

第5回自然再生協議会（平成17年5月21日）

- ・ 委員の変更について了承
- ・ 自然再生の目標の承認
- ・ 事業内容（委員のアイデア）について討議
- ・ 役割分担（素案）について討議
- ・ 今後の進め方について討議

霞ヶ浦 田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業 位置図



田村・沖宿地区

環境センター

自然再生事業対象区域



くぬぎ山地区の自然再生について

くぬぎ山地区は、江戸時代の新田開発によってつくられたクヌギ、コナラなどの二次林によって構成された、地域の生活と一体となったまとまりのある平地林が残っている地域である。

かつては、燃料等としての木材利用など、農用林としての物質循環が存在し、地域住民により維持保全がなされてきたが、近年産業廃棄物処理施設の立地や廃棄物の不法投棄など環境保全上の問題が取り上げられており、これらによる雑木林の消失・荒廃が進んでいるなど、自然環境の保全・再生を図る必要が生じている。

平成16年11月、自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会」を設立。平成17年3月には、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を策定した。今後は、実施計画の作成に向けて協議を行う。

第1回自然再生協議会（平成16年11月6日）

- ・ 専門家、市民、関係団体、地方公共団体（埼玉県、所沢市、狭山市、川越市、三芳町）、関係行政機関（国土交通省、農林水産省、環境省）からなる協議会の設立
- ・ 「再生・保全小委員会」及び「管理・活用小委員会」の設置

第2回自然再生協議会（平成17年1月22日）

- ・ 「再生・保全小委員会」及び「管理・活用小委員会」からの報告

第3回自然再生協議会（平成17年3月12日）

- ・ 「くぬぎ山地区自然再生全体構想」の策定



空撮写真



樹林地内の様子

やわた 八幡湿原自然再生協議会の自然再生について

西中国山地国定公園内の八幡湿原は、広島県の北西部に位置する1000m級の山に囲まれた標高800mの盆地に位置する。

八幡湿原内は、湿原が点々と存在し、日本の湿原分布のほぼ南限にあたる学術的にも大変価値の高い湿原。ヌマガヤ - マアザミ群集に代表される中間湿原で、自生のものとしては貴重なカキツバタが存在する。

戦後の牧場化のための排水施設や道路建設が原因と思われる湿原の乾燥化が進んでいる。

平成15年度から環境省の補助を受けて、自然生態系の保全・再生のための計画策定のための調査を実施。

平成15年1月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成16年11月に自然再生推進法に基づく「八幡湿原自然再生協議会」を設立。

現在、「全体構想」の策定に向けた検討を行っているところ。

第1回自然再生協議会（平成16年11月7日）

- ・ 環境省、広島県、NPO、地元市町村等が参画して協議会を設立。
- ・ 構成員は、計26名・団体

第2回自然再生協議会（平成17年2月13日）

- ・ 八幡湿原自然再生の全体構想（案）の討議。

八幡湿原自然再生



湿原現況



上サロベツ自然再生協議会について

サロベツ湿原には、低平地におけるわが国最大の「高層湿原」と、隣接する「海岸砂丘帯の砂丘林と長沼湖沼・湿原群」、「ペンケ沼と周辺の低層湿原」など、貴重な自然環境が残されている。しかし、周辺の土地利用の変化に伴い、湿原の地下水位の低下や乾燥化、地盤沈下が起き、高層湿原植生が減少してササやヨシ等が侵入するなどの現象が生じている。

平成14年度から、環境省、農水省、地元自治体、NPO、専門家等による「サロベツ構想策定検討会」が開催され、平成16年9月には、「サロベツ再生構想」が策定された。

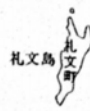
サロベツ再生構想が策定されたことを受け、平成17年1月に自然再生推進法に基づく「上サロベツ湿原自然再生協議会」を設立。

現在、全体構想を策定中。

第1回自然再生協議会（平成17年1月19日）

- ・ 環境省・国土交通省・農林水産省の地元機関、北海道庁、地元市町村、NPO、地元市町村、専門家等が参画して協議会を開催。
- ・ 構成員は、計59名・団体
- ・ 全体構想の策定方法について討議

上サロベツ自然再生



野川第一・第二調節池地区自然再生協議会について

趣旨

かつて小金井市の野川沿いは、田んぼが広がり国分寺崖線の湧水や森林等により、湿地や植生帯など多様な自然環境が広がっていたが、現状では、沿川の市街化や土地利用の変化により自然環境や多様性は大きく損なわれている。

このため、東京都は上記のような現状におかれている野川第一、第二調節池及びその周辺の野川において、かつての多様な自然環境を再生するとともに環境学習の場として活用することを目的とし、自然再生推進法に基づく「野川第一・第二調節池地区自然再生協議会」を設置し、河川環境の再生を図る。

この自然協議会では、当該地区の自然再生の全体的な方向性を定める「自然再生全体構想」を作成するとともに、実施者が作成する具体的な事業の実施計画の案について協議を行い、事業の実施及び維持管理に係わる連絡調整を行う。

かつての多様な自然環境を再生するために

- ・ 身近な自然の回復に向けて湧水などを活用した湿地等の再生を目指す。
- ・ 生物の良好な生息・生育環境を有する河川環境の保全に努める。

環境学習の場として活用するために

- ・ 川とのふれあいによる自然愛護意識の育成を図る。
- ・ 地域の小学校と総合的な学習の一環として連携する。

事業実施に際しては、東京都、地域住民、NPO、専門家、地元自治体からなる「自然再生協議会」を組織して連携し、構想づくりなどを行っていく。

第1回自然再生協議会（平成17年3月28日）

協議委員の構成

- 都民委員 29名（公募により決定）
- 団体委員 18名（NPO、市民団体の代表）
- 行政委員 8名（都及び小金井市）
- 学識経験者 2名 合計 57名



対象箇所の現況



野川第一調節池

地域の多様な主体が協議会を組織



自然再生の構想づくり

実施計画・モニタリングの検討

維持管理などの役割分担

情報交換



野川第一調節池（東側）



野川第二調節池



野川（小金井新橋下流）